

# 年金制度改正の 議論を読み解く

## 8 遺族年金制度等の見直し の方向性

2024年8月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025年の年金制度改正に向けて、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の議論が2巡目の議論に入りました。年金制度改正の議論について、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えます。

連載第8回の今回は、7月30日の年金部会で、遺族年金制度等の見直しについて、年金局の案が説明され、議論が行われましたので、その内容と論点について解説します。

### □目次

#### 1. 遺族厚生年金の見直しの方向性

- (1) 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の男女差を段階的に解消
- (2) 有期給付の拡大に伴って3つの配慮措置を行う方向
- (3) 男女差の解消に伴って中高齢寡婦加算も段階的に廃止する方向
- (4) 有期給付化は施行日に40歳未満の世代で25年かけて段階的に進めるイメージ

#### 2. 寡婦年金（国民年金制度の独自給付）の見直しの方向性

- (1) 寡婦年金とは老齢基礎年金支給開始前に死別した寡婦への60歳からの有期年金
- (2) 男女差の解消に伴って寡婦年金も段階的に廃止される方向

#### 3. 遺族基礎年金の見直しの方向性

- (1) 子に対する遺族基礎年金の支給停止規定を見直す方向

#### 4. 遺族年金の見直しについての補足的な議論

- (1) 高齢期の死別による遺族厚生年金との接続や考え方の整合性について
- (2) 遺族厚生年金の少額の受給権があると、老齢年金の繰下げ制度を利用できない論点

## 1. 遺族厚生年金の見直しの方向性

### (1) 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の男女差を段階的に解消

遺族年金の仕組みや課題については、この連載の第5回で説明したとおり、支給要件に大きな男女差があり、その解消が必要です。7月30日の年金部会では、年金局から遺族年金の見直しの方向性が示され、委員から賛同する意見が多く出されました。

現行の遺族年金制度は、**男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計のまま**なっています。主たる生計維持者を夫と捉え、**夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難**であり、**世帯の稼働能力が喪失した状態が将来にわたり続く**ことが見込まれるといった社会経済状況を背景に、制度設計がされました。

このため、現行制度では、図表1、図表2のとおり、**20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、妻に対して期限の定めのない終身の給付**が行われており、加えて、受給権取得当時の年齢が40歳以上65歳未満である場合は、**中高齢寡婦加算**（遺族基礎年金の4分の3に相当する額）も加算されます。

その後、**平成16年の改正**で、**夫の死亡時に30歳未満で子を養育していない妻**の遺族厚生年金については、**5年の有期給付**とされましたが、30歳以上の場合は、従来どおり無期給付です。

一方で、**夫は就労して生計を立てることが可能**であるという考えの下で、遺族厚生年金の受給権が生じるのは、**55歳以上での死別に限定**されており、その場合でも、**60歳未満は支給停止**される仕組みであり、**制度上の大きな男女差**が存在しています。

女性の就業が進み、共働き世帯の増加等の社会経済状況が変化する中で、制度上の男女差を解消していく観点を踏まえると、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直すことが重要です。

遺族年金の改正については、年金部会での議論の報道を契機に、SNSでもさまざまな意見が飛び交っており、なかには、内容を誤解している意見も多々見られます。「現在の受給中の人まで5年で給付が打ち切られるのではないか」、「今の40歳台、50歳台の妻も、今後、夫を亡くしたら有期の年金になってしまうのではないか」、「中高齢寡婦加算もすぐ廃止になるのではないか」、「高齢期の死別による遺族厚生年金も5年で打ち切られるのではないか」という誤解は、ありがちな誤解です。

7月30日の年金部会の資料4「遺族年金制度等の見直しについて」で年金局が示した見直しの方向性では、そのような懸念に対して、丁寧に説明がされており、慎重に見直しを進めていく案が提示されていますので、一つ一つ見ていくことにします。

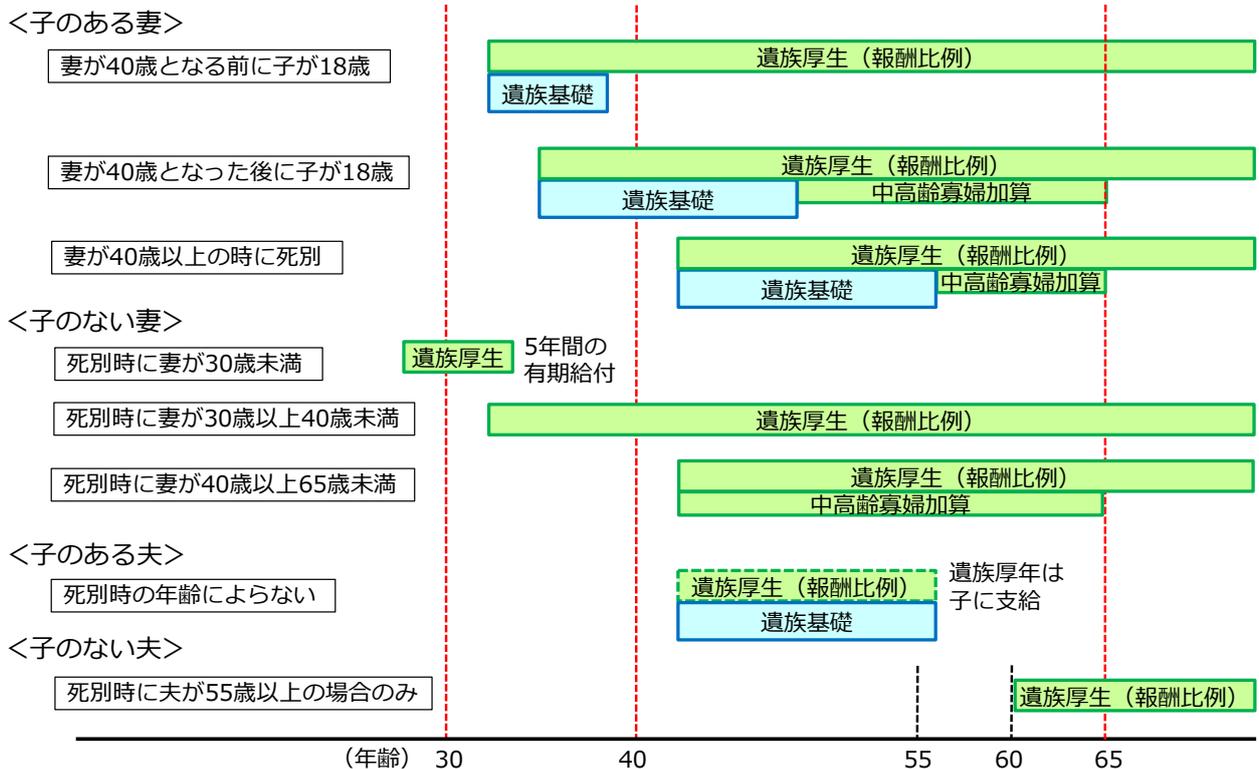
図表1

### 遺族厚生年金の男女の要件の違い(現行)

18歳未満の子のいる場合		18歳未満の子のいない場合	
夫 (妻が死亡)	妻 (夫が死亡)	夫 (妻が死亡)	妻 (夫が死亡)
<p>(夫) (子)</p> <p>遺族厚生年金 (夫が55歳以上)</p> <p>遺族厚生年金 (夫が55歳未満)</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 (※)</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 (夫が55歳以上)</p> <p>遺族基礎年金</p> <p>中高齢寡婦加算 (40~65歳の妻)</p>	<p>遺族厚生年金 (※)</p> <p>中高齢寡婦加算 (40~65歳の妻)</p>
<p>※遺族基礎年金は、父子家庭の父に支給される。</p> <p>※遺族厚生年金は、妻の死亡時に55歳未満であった夫には支給されないが、子に支給される。</p>	<p>※30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、遺族厚生年金は、その日から5年後までの給付</p>	<p>※妻の死亡時に55歳以上であった夫は、遺族厚生年金の支給対象者となるが、支給は60歳から開始</p>	<p>※夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、遺族厚生年金は5年間の有期給付</p>

図表2

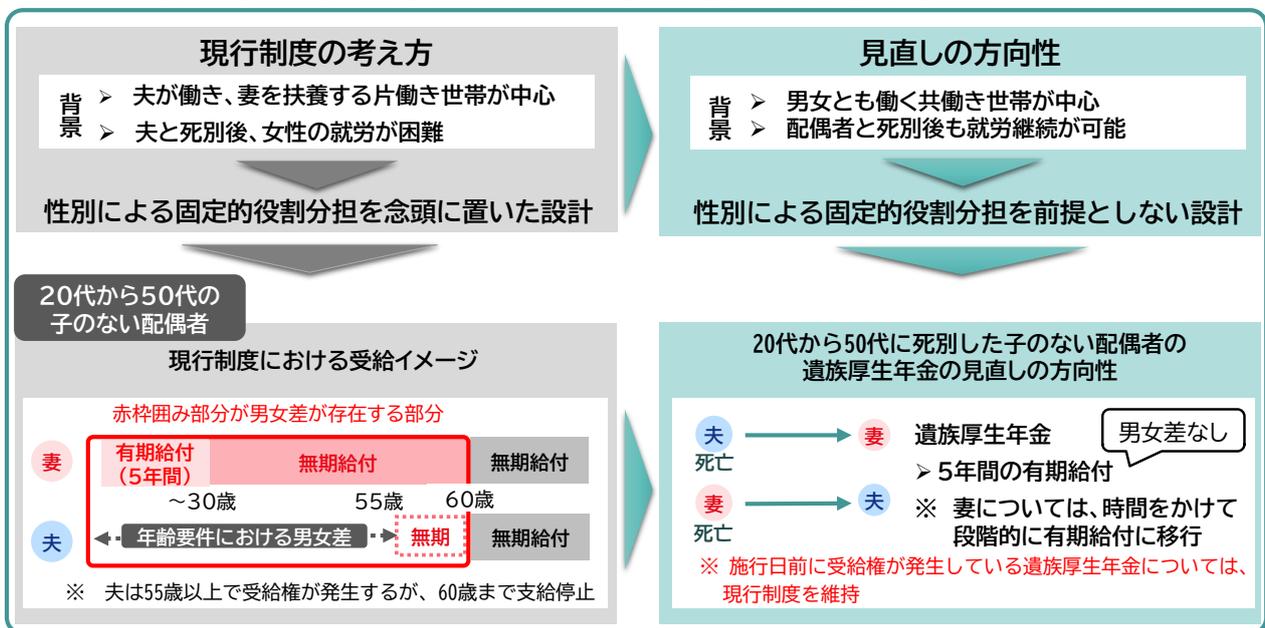
### 遺族年金 (基礎・厚生) の様々な受給の姿 (現行)



これによると、見直しの方向は、図表3のとおりであり、ポイントは次のとおりです。

- ① 施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、**現行制度の仕組みを維持**する。
- ② 養育する子がいる世帯としてみた場合の遺族厚生年金については、**現行制度の仕組みを維持**する。
- ③ 高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金については、**現行制度の仕組みを維持**する。
- ④ 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、「配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付」と位置付け、年齢要件に係る**男女差を解消**することを検討する。
- ⑤ これにより、**男性**については、**給付対象となる年齢を拡大**する。
- ⑥ 現在、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている遺族厚生年金について、有期給付とする対象年齢の引上げを徐々に行う。引上げの施行に当たっては、**現に存在する男女の就労環境の違いを考慮**するとともに、**現行制度を前提に生活設計している者に配慮**する観点から、**相当程度の時間をかけて段階的に施行**することとする。
- ⑦ 有期給付とするに当たっては、**適切な配慮措置**を講じる。

図表3 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し



- 20代から50代の子のある配偶者 → 子を養育する間の世帯への給付内容は現行通り  
※ 20代から50代の配偶者に対する遺族厚生年金は有期給付となるが、有期給付期間の終了後、子の遺族厚生年金が18歳到達年度末まで支給されることから、世帯としてみた場合の給付内容は変わらない。
- 高齢期の配偶者 → 現行通り

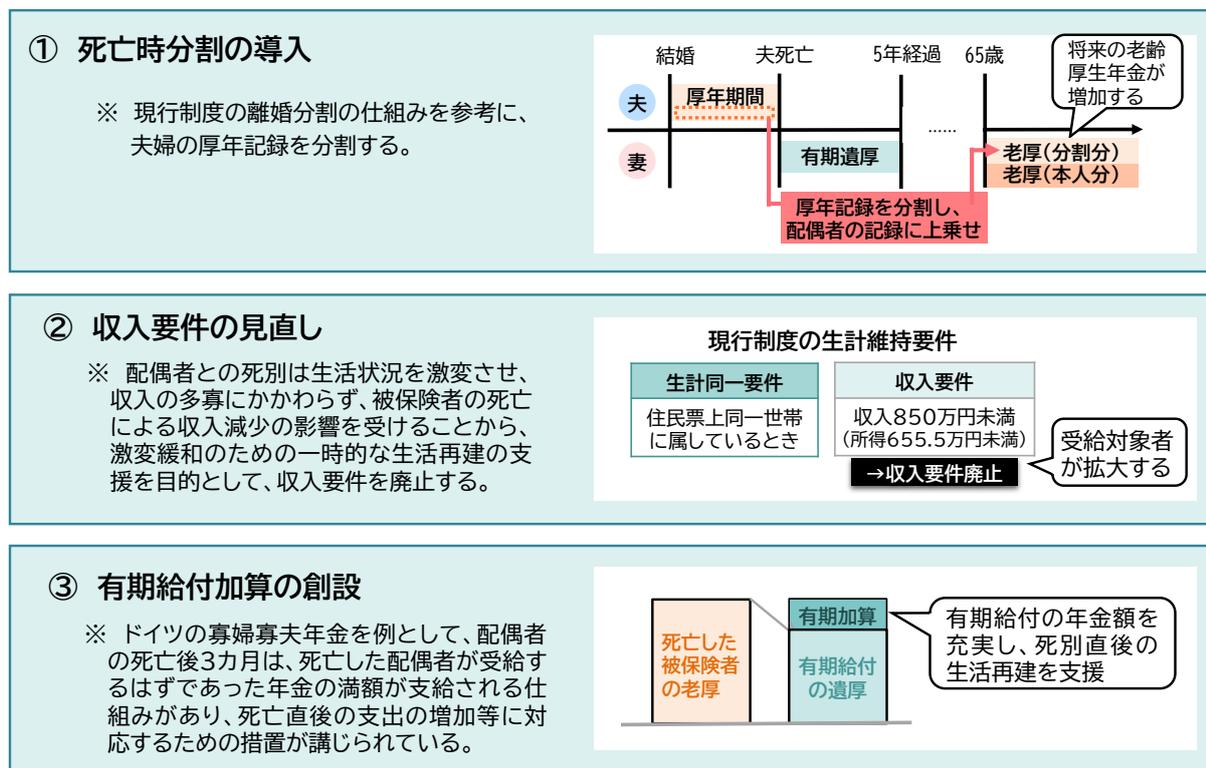
(2024年7月30日 年金部会 資料4、p3より抜粋)

## (2) 有期給付の拡大に伴って3つの配慮措置を行う方向

20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金について、5年間の有期給付とすることにより、**現行制度の期限の定めのない遺族厚生年金と比べれば、受給期間が短くなります。**このため、図表4のとおり、次のような**3つの配慮措置**を講ずる方向性が示されています。

- ① 現行制度の離婚分割を参考に、死亡者との婚姻期間中の厚生年金の被保険者期間に係る標準報酬等を分割する「**死亡時分割（仮称）の創設**」を検討する。これにより、分割を受けた者の将来の老齢厚生年金額が増加する。
- ② 現行制度における生計維持要件のうち「**収入要件の廃止**」を検討する。これにより、有期給付の遺族厚生年金の受給対象者が拡大する。
- ③ 現行制度の遺族厚生年金額（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3に相当する額）よりも金額を充実させるための「**有期給付加算（仮称）の創設**」を検討する。これにより、配偶者と死別直後の生活再建を支援する。

図表4 有期給付の拡大に伴う配慮措置（遺族厚生年金）



(2024年7月30日 年金部会 資料4、p7より抜粋)

死亡時分割については、詳細は今後示されますが、離婚時の年金分割では、**婚姻期間中の厚生年金保険料を夫婦が共同で負担したという考え方**に立って、**婚姻期間の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割**する制度です。年金分割が行われた場合は、分割後の標準報酬で算

定した**老齢厚生年金**を受給開始年齢から受け取ります。

離婚時分割では、分割割合は、夫婦の合計の2分の1が上限ですが、婚姻期間中の加入記録の標準報酬額が、死亡した配偶者よりも遺族配偶者の方が多い場合は、夫婦の記録を合算して2分の1とすると、将来の年金額が減ってしまいますので、死亡時分割では、年金額が増える場合のみ行われる仕組みとして検討されると見込まれます。

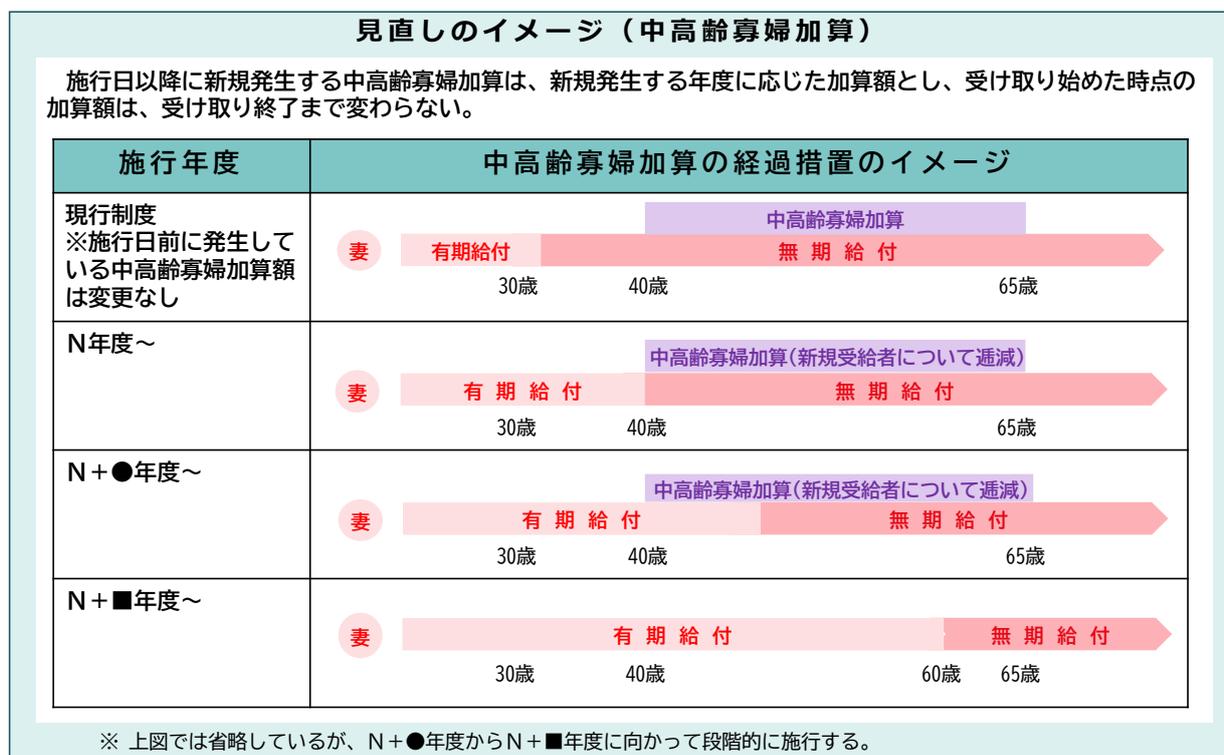
### (3) 男女差の解消に伴って中高齢寡婦加算も段階的に廃止する方向

**中高齢寡婦加算**は、遺族厚生年金の受給権を取得した当時 40 歳以上 65 歳未満である中高齢の寡婦については、その後就職することが困難であることに着目して、**受給権発生から 65 歳（老齢基礎年金の受給開始年齢）に達するまでの間に、遺族厚生年金に加算されるもの**です（令和 6 年度は年額 612,000 円）。

中高齢寡婦加算は、主たる家計の担い手が夫であり、夫と死別した妻がその後就職することが困難である社会経済状況を背景に設計されたもので、**女性の就業の進展等**を踏まえ、かつ、**年金制度上の男女差を解消**すべきという観点からも、**激変緩和の観点から十分な経過措置**を設けつつ、将来に向かって**段階的に廃止**することを検討するという方向性が示されました。

段階的廃止の方法としては、図表 5 のとおり、施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、**新規発生する年度に応じて徐々に減らした加算額**とし、**受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない**、という方法が示されました。

図表 5 男女差の解消に伴う中高齢寡婦加算の段階的廃止（遺族厚生年金）



(2024年7月30日 年金部会 資料4、p8より抜粋)

**(4) 有期給付化は施行日に 40 歳未満の世代で 25 年かけて段階的に進めるイメージ**

有期給付化の段階的な施行のイメージは、図表 6 及び図表 7 のとおりです。

- 改正の施行日（図では N 年度）に、①新たに 60 歳未満の夫を有期給付の支給対象に追加、②妻の有期給付対象年齢を 30 歳未満から 40 歳未満に引上げ、③有期給付加算（仮称）の創設、④中高齢寡婦加算額の新規受給者からの減額の開始、を行います。

そして、妻の有期給付対象年齢は、対象を生年月日で固定することにより、毎年度 1 歳ずつ上がり、20 年経過（N+20 年度）すると、60 歳未満での死別については、5 年の有期給付が適用されるようになり、年齢要件の男女差が解消する仕組みです。

一方、中高齢寡婦加算の減額については、40 歳以上 65 歳未満である中高齢の寡婦に支給するという対象年齢は維持した上で、新規発生する年度に応じて徐々に減らした加算額（受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない）とする方法とし、改正の施行日に 40 歳であった人が 65 歳に到達する 25 年後（N+25 年度）に、新規の中高年齢寡婦加算が終了する仕組みです。

20 年、25 年の長い時間をかけて移行していくものであり、その間に、女性の就労状況はさらに改善していくと考えられます。

図表 6 有期給付化の具体的な施行イメージ（その 1）

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日から、新たに60歳未満の夫を有期給付の遺族厚生年金の対象に加えることを検討する。また、子のない妻の有期給付の対象年齢を施行日から40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を引き上げることを検討する。</li> <li>○ 施行日から、有期給付の遺族厚生年金を対象とする有期給付加算（仮称）を加算することを検討する。</li> <li>○ 中高齢寡婦加算は施行日以降、年度ごとに加算額を段階的に減減し、最終的に廃止することを検討する。その上で施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、新規発生する年度に応じた加算額とし、受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない。</li> </ul>	
施行年度	遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別 受給する遺族給付のイメージ
現行制度	<p>中高齢寡婦加算</p> <p>妻 有期給付 無期給付</p> <p>30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳</p> <p>夫 年齢要件における男女差 無期給付 無期給付</p>
N年度～	<p>③ 有期給付加算(仮称)創設 ④ 中高齢寡婦加算(新規受給者について減減)</p> <p>妻 ② 有期給付 無期給付</p> <p>30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳</p> <p>夫 ③ 有期給付加算(仮称)創設 ① 有期給付 無期給付</p>
N+5年度	<p>中高齢寡婦加算(新規受給者について減減)</p> <p>妻 有期給付加算 ② 有期給付 無期給付</p> <p>30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳</p> <p>夫 有期給付加算 有期給付 無期給付</p>

(2024年7月30日 年金部会 資料4、p10)

※ 図で示している内容は検討中のものであり、変更はあり得る。

図表 7

有期給付化の具体的な施行イメージ (その2)

施行年度	遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別	受給する遺族給付のイメージ
<b>N+10年度</b> ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	妻 有期給付加算 ② 有期給付 30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 夫 有期給付加算 有期給付 無期給付	中高齢寡婦加算(新規受給者について逡減) 無期給付
<b>N+15年度</b> ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	妻 有期給付加算 ② 有期給付 30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 夫 有期給付加算 有期給付 無期給付	中高齢寡婦加算(新規受給者について逡減) 無期給付
<b>N+20年度</b> ○年齢要件の男女差の解消	妻 有期給付加算 有期給付 30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 夫 有期給付加算 有期給付 無期給付	中高齢寡婦加算(新規受給者について逡減) 無期給付
<b>N+25年度</b> ※次期改正における最終的な姿 ○新規の中高齢寡婦加算終了	妻 有期給付加算 有期給付 30歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 夫 有期給付加算 有期給付 無期給付	無期給付

(2024年7月30日 年金部会 資料4、p11)

## 2. 寡婦年金 (国民年金制度の独自給付) の見直しの方向性

### (1) 寡婦年金は老齢基礎年金支給開始前に死別した寡婦への60歳からの有期年金

寡婦年金は、国民年金法の独自給付で、昭和34年の国民年金法成立時に創設された制度です。図表8のとおり、掛け捨て防止の観点と、老齢年金支給開始前に死別した寡婦に対する生活保障の観点から、保険料納付期間に応じた額を、寡婦に対し5年の有期年金として60歳から支給するものです。

支給要件は、妻が、夫の死亡当時、65歳未満であり、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと、夫が老齢基礎年金や障害基礎年金の支給を受けたことがないこと等です。給付額は、老齢基礎年金の計算方法により計算した額の4分の3の額です。

この制度は、所定の要件を満たす夫の死亡に際して、遺された妻が国民年金の被保険者期間が終了する60歳から、老齢基礎年金の受給開始年齢である65歳到達までの5年間を保障する「つなぎの給付」として創設されたものです。

図表 8 現行の寡婦年金と死亡一時金(国民年金制度の独自給付)

	寡婦年金	死亡一時金
制度趣旨	掛け捨て防止の観点と、老齢年金支給開始前の寡婦に対する生活保障の観点から、保険料納付期間に応じた額を寡婦に対し有期年金として支給するもの。 ※国民年金法成立時(昭和34年)に創設	掛け捨て防止の観点から、保険料納付期間に応じた額を遺族に対し主に葬祭費として支給するもの。 ※昭和36年改正により創設
支給要件	※①～④すべてに該当する場合に支給 ① 夫の死亡日の前日において、夫の国民年金の第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上あること ② 妻は、夫の死亡当時、65歳未満であり、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと ③ 夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと ④ 妻が老齢基礎年金の支給の繰上げを行っていないこと	※①～③すべてに該当する場合に支給 ① 死亡日の前日において死亡した者の国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が36月以上あること ※1/4納付期間、半額納付期間、3/4納付期間は、それぞれ1/4、1/2、3/4に相当する月数として算入する。 ② 死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと ③ 遺族基礎年金を受けることができる者がいないこと
支給対象者	死亡した夫に生計を維持されていた妻に支給される。 ※60歳から65歳まで支給される。	死亡した者と生計を同じくしていた、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹に支給される。
給付額	夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る、死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間について、老齢基礎年金の計算方法により計算した額×3/4	死亡した者の保険料納付済期間に応じ、120,000円～320,000円

(2024年7月30日 年金部会 資料4、p16より作成)

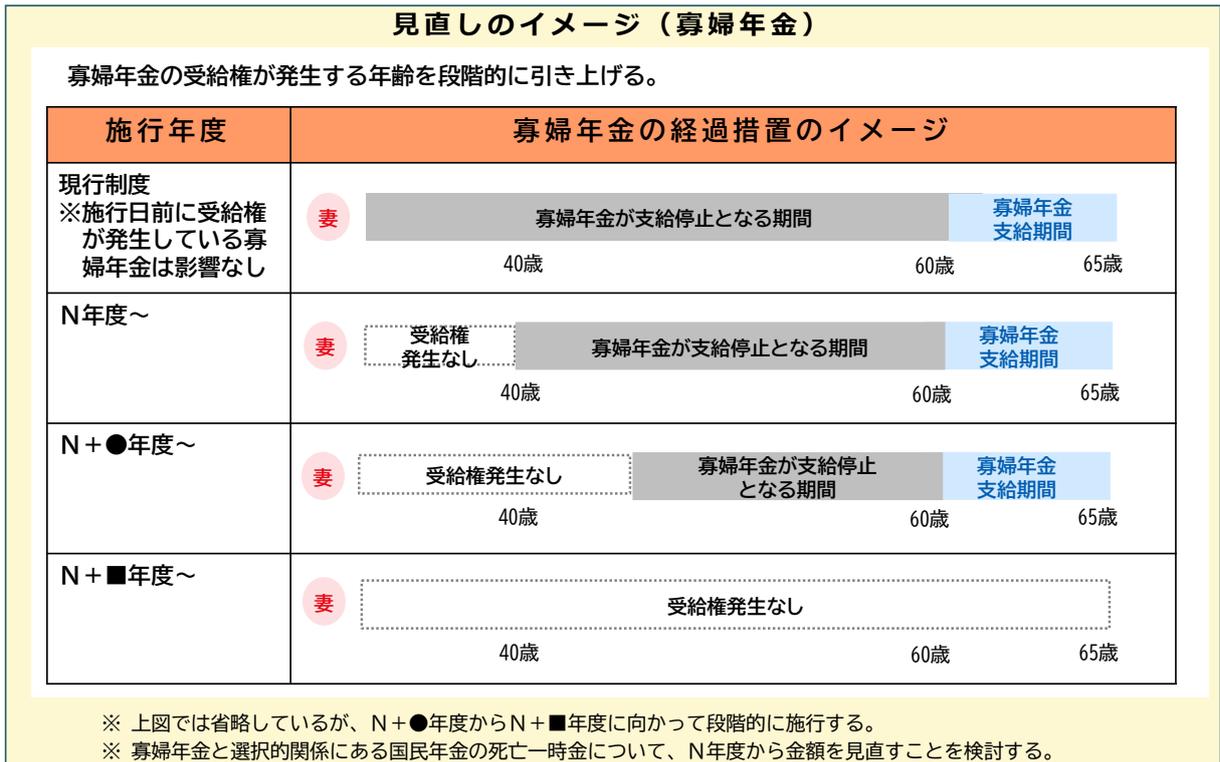
## (2) 男女差の解消に伴って寡婦年金も段階的に廃止される方向

国民年金の寡婦年金も、**主たる家計の担い手が夫であり、夫と死別した妻がその後就労することが困難である社会経済状況**を背景に設計されたもので、**女性の就業の進展等**を踏まえ、かつ、年金制度上の**男女差を解消**すべきという観点からも、図表9のとおり、**激変緩和の観点から十分な経過措置**を設けつつ、将来に向かって**段階的に廃止**することを検討する方向とされています。

その代わりに、葬祭費用を勘案して金額を設定していた国民年金の**死亡一時金**について、**足下の葬祭費用の状況を踏まえて見直し**を検討する方向とされています。

65歳までの希望者全員の継続雇用義務も既に法律で設けられ、65歳までは普通に働く社会になっていますから、「65歳到達までの5年間を保障するつなぎの給付」は、必要がなくなっていると思います。掛け捨て防止の観点については、死亡一時金で配慮されれば良いと考えます。

図表9 男女差の解消に伴う寡婦年金の段階的廃止(国民年金)



(2024年7月30日 年金部会 資料4、p8より抜粋)

### 3. 遺族基礎年金の見直しの方向性

#### (1) 子に対する遺族基礎年金の支給停止規定を見直す方向

遺族基礎年金は子を抱える配偶者や自ら生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする給付です。しかし、現行制度においては、**子に対する遺族基礎年金は、父又は母と生計を同じくするときは支給停止**されています。

これは、生計を同じくする父又は母があるならば、子は当該父又は母によって養育され、遺族基礎年金の支給の必要がないと考えられているからとされています。

その一方で、**子に対する遺族厚生年金**には、生計を同じくする父又は母があることによる**支給停止規定は存在していません**ので、**これと異なる扱い**となっています。

また、離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえると、**配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合**において、**子の生活の安定を図る遺族基礎年金の目的**を達するためには、子が置かれている状況によって遺族基礎年金の支給が停止される不均衡の解消を図ることが必要です。

年金局が示した見直しの方向性では、**自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないように**、図表10のケースのような**生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定の見直し**を検討することとされました。

この論点は、2015（平成 27）年 1 月の社会保障審議会年金部会の議論の整理でも、指摘されています。父が亡くなって、子が母に育てられているときは、母に遺族基礎年金が支給されますので、子の支給停止は問題ありませんが、例えば、「元配偶者に引き取られた場合」では、生計同一の母（又は父）があるために子に対する遺族基礎年金が支給停止となる一方、離婚した元配偶者には遺族基礎年金の受給権がないため、子から見れば死別の母子（父子）家庭でありながら、このような世帯には、遺族基礎年金が支給されません。

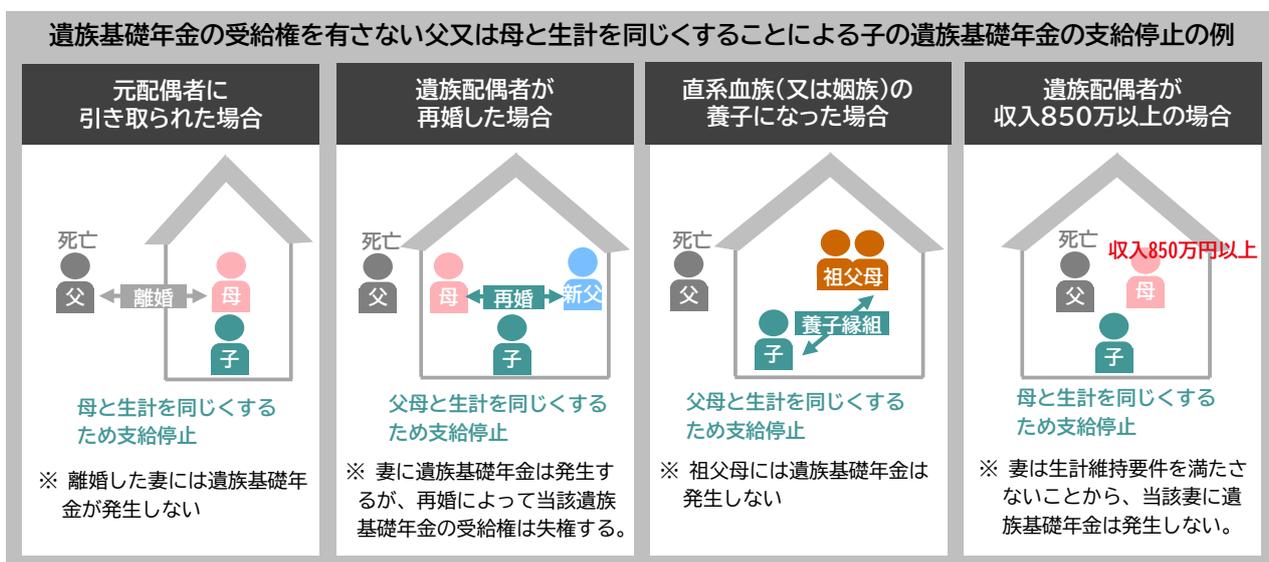
このほか、「遺族配偶者が再婚した場合」、「直系血族（又は姻族）の養子になった場合」、「遺族配偶者が収入 850 万以上の場合」も、支給停止となります。

再婚や養子縁組のような新たな家族関係の形成を妨げないようにする観点も大切ですし、親を亡くした子に着目すれば、遺族厚生年金の整理に合わせる形で、この支給停止規定は削除した方が良いと考えます。

図表 1 0 子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

○自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないように、下記のケースのような生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定の見直しを検討する。

※子に対する遺族厚生年金には、生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定は存在しない。



※ 見直しを行う場合、新たに支給となる給付による国庫負担の増加に対応した財源が必要。

(2024年7月30日 年金部会 資料4、p9より抜粋)

## 4. 遺族年金の見直しについての補足的な議論

### (1) 高齢期の死別による遺族厚生年金との接続や考え方の整合性について

本連載の第 5 回（遺族年金制度の仕組みと論点）の「3（4）高齢期の遺族厚生年金の論点」では、現役期の子のない配偶者の遺族厚生年金を有期化する際には、現役期に死別した遺族配

偶者の高齢期の保障についても、別途検討が必要とした上で、「**死亡時分割による方式**」と、「**支給停止を解除する方式**」を比較して、論じました。

そのときは、「死亡時分割の方式にすると、現役期の死亡か高齢期での死亡か、制度の境目で、死亡日の1日の違いで65歳以上の年金額が大きく異なるケースが生じてしまいます。一方、有期給付が終わった時点で一旦支給停止とした上で、65歳になった際に支給停止を解除する方式であれば、65歳以上は現行と同じ給付となるので、そのような段差は生じません。支給停止を解除する方式は、死亡した年齢により、老後の年金額に段差が生じないというメリットがあります。」と解説しました。

7月30日の年金部会で年金局が示した案では、施行後20年間という長い期間をかけて、段階的に有期給付の対象年齢を引き上げていく案であり、有期給付化は、特定の日より後に生まれた人を対象とする仕組みですから、**経過措置期間中**は、施行後20年間の経過措置が終了して60歳未満の死別が全て有期給付の対象となるまでは、**新しい制度と、現行の制度の境目は、生年月日で固定**されますので、上記のような「**死亡日の1日違いで年金額に段差が生じる**」ということは生じません。

**20年後には、60歳の前後で、死亡日の1日違いで、年金額に段差が生じるケースが出現**しますが、それは相当先のことです。例えば、第5回（遺族年金制度の仕組と論点）の説明の中の事例1のケースでは、60歳になった直後の死亡では、現行制度が適用され、死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3の遺族厚生年金で、月額6万円となりますが、60歳になる直前の死亡では、死亡時分割が適用され、65歳からは月額3.5万円の老齢厚生年金となります。

死別日という本人にとって如何ともしがたい事柄によって、1日違いで年金額が大きく異なることは、**納得感が低いことも懸念**されます。また、60歳未満に適用される制度では、夫婦の合計額の2分の1を上限に分割するという考え方である一方、60歳以上の死別に適用される制度では、亡くなった配偶者の4分の3の額を支給するという考え方であり、**制度の考え方が整合的でない**という制度論上の課題も残ります。

私は将来、このような不整合が生じないようにするためには、有期化の経過措置が終了する**20年後を目途**に、その時点の社会経済情勢を踏まえて、**60歳以上での死別の場合の遺族厚生年金制度の在り方**について、亡くなった配偶者の4分の3の額という仕組みで良いのか、**改めて検討すれば良い**と考えます。

## **(2) 遺族厚生年金の少額の受給権があると、老齢年金の繰下げ制度を利用できない論点**

遺族厚生年金の少額の受給権があると、老齢年金の繰下げが制度を利用できないという論点が従来から指摘されており、今回の遺族年金の見直しの方向で取り上げられていないので残

念、という社会保険労務士さんのご意見を聞きました。昨年7月28日の年金部会で、遺族年金制度について議論された際に、小野正昭委員からの発言でも触れられている論点です。

この論点は、遺族年金の課題というよりも、**繰下げ受給の制度の論点**なので、今回の遺族年金の見直しの方向で取り上げられなかったのは、やむを得ないと思いますが、今後、検討を進めて欲しい論点です。

私が書いた「年金制度の理念と構造」（発行：社会保険研究所）では、第14章「繰下げ受給と在職老齢年金」の「1（5）遺族年金の受給権があると、老齢年金の繰下げ制度を利用できない」で説明しています。

**現在の繰下げ制度では、既に他の公的年金（障害給付や遺族給付）の受給権がある人は、老齢年金の繰下げ受給の制度は利用できない仕組みとなっています。**特に残念との意見があるケースは、厚生年金加入期間が長い人が、厚生年金加入期間が少ない配偶者を早く亡くしたときです。

例えば、専業主婦や厚生年金が適用されない働き方だった妻が、若いときに短い期間だけ厚生年金に加入していた場合も、少額ですが夫に遺族厚生年金の受給権が発生します。現行制度でも、遺族厚生年金は、夫についても、妻の死亡時に55歳以上の場合には60歳から支給されます。

**共働きであった場合も、老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給調整では、本人の老齢厚生年金が優先されますので、老齢厚生年金の額が遺族厚生年金の額よりも多いときは、遺族厚生年金は全額が支給停止**です。

このような場合でも、法律上は、受給権が生じているため、繰下げ制度を利用できません。65歳より前の死別の場合は、遺族厚生年金の実際の受給期間が短いながらも生じますが、**65歳以降の死別の場合は、遺族厚生年金の実際の受給がなくても、繰下げ制度を利用できない**ケースが生じます。

私は、遺族厚生年金の受給権があっても、**遺族厚生年金を実際に受給していない場合には、繰下げ制度の利用ができるように、法律の規定を改めてはどうか**と考えます。

※今回とりあげたテーマについては、筆者の書籍「年金制度の理念と構造—より良い社会に向けた課題と将来像」（[社会保険研究所](#)、2024年4月23日新刊）の第11章（遺族年金の仕組みと課題）でも論じています。

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2024年8月28日付けで掲載されたものです。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962年東京都生まれ。1987年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004年から2008年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017年から厚生労働省で年金管理審議官、2019年から年金局長。2019年の財政検証、2020年の年金制度改正法案などを担当。2022年6月厚生労働省退官。同年10月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員